

第4回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 5年 9月28日 (木) 午後 3時06分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 5年 9月28日(木) 午後 3時06分
2. 閉会時間 令和 5年 9月28日(木) 午後 3時33分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 18名

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	3番 森 浩則
4番 稲田 勝	5番 水本 正一郎	6番 林田 靖仁
7番 田浦 秀子	8番 尾崎 栄	9番 松崎 慎太郎
10番 入江 敏昭	11番 森本 勝也	12番 米田 公明
13番 北尾 健一郎	14番 祐田 久男	15番 林田 了星
16番 太田 武春	17番 金子 利範	18番 廣瀬 光徳
19番 村里 枝美子		
5. 欠席委員者の数 0名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 15名

安中 佐藤 幸平	中央 稲田 俊夫	杉谷 酒井 和
杉谷 杉永 芳一	三会 吉川 周宏	三会 荒木 康成
三会 福島 真一	三之沢 島田 和典	東空閑 柴田 利明
高野 林 耕平	高野 竹田 静男	池田 伊達 博明
久原 森崎 誠一	釘崎 中島 誠志	戸田 稲田 浩敏
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農地改良等届について
 - 報告第4号 新規就農者について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 非農地証明願について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について

議長

ただ今より、第4回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、4件 7筆 7, 363平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページから3ページに記載のとおりで、3件 19筆 27, 207.88平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地改良等届について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで2件 2筆 3, 021平方メートルの届けがありました。

次に、報告第4号、新規就農者について報告します。

議案集5ページに記載のとおりで、届出者は、のちほど上程する農地法第3条による農地を譲り受け、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明し

ます。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 314平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、15. 513平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、耕耘機1台、動噴 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は5年の農作業歴があります。

申請地も含め、飼料作物イタリアンを作付けし、通作距離は自宅から200mということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、田 1筆 773平方

メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、773平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、管理機 1台、マルチ 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は農家である兄のサポートのもと、新規就農により申請地を譲り受け、人参、サツマイモを作付けし、通作距離は自宅から車で5分ということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、畑 2筆 1, 325平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、33,903平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、防除機

1台、草刈機 1台、田植機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は31年の農作業歴があります。

家族3人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稲、ブルーベリー、オリーブ等を作付けし、通作距離は事業所から約650mということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、4番に記載のとおりで、畑 1筆 805平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、4,449.99平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕耘機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は10年の農作業歴があります。

申請地も含め、玉葱、馬鈴薯等を作付けし、通作距離は自宅から約400mということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番及び2番は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地829平方メートルを譲り受け、資材置場用地として利用したいとの申請です。

2番の借借人及び貸貸人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、申請地631平方メートルを借り受け、資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の農振地域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番及び2番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は道路及び水路、西側は農地となっております。
盛土造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。
次に第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。
次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、申請地524平方メートルを譲り受け、鉄骨造平屋建倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の農振地域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は雑種地、南側及び西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜枳の設置及び自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、4番に記載のとおりで、申請地993平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅及び軽量鉄骨造平屋建農業用倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるものに該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は道路、南側及び西側は農地となっております。

盛土及び切土により造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、平成13年月日不詳頃から、雑種地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側、南側は道路、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集9ページから13ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定

18件 52筆 64,093.88平方メートル、耕作権の再設定 3件 7筆 7,267平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 14ページに記載のとおりで、4件 7筆 9,048平方メートルです。

合計で25件 66筆 80,408.88平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

次に、第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。

議案集の15ページから18ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、47筆、59,977.88平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており12名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第4回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第4回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 3時33分